

第36回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和5年3月28日（火） 14時～15時

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員6名（敬称略）

植村興、會田道彦、安部壮剛、三田一三、藤木芳博、新家謙和

(2) 事務局4名

安川保健担当局長、井上生活衛生課長、中場所長、奥添技手

4 議事概要

(1) 令和5年度動物愛護基金活用予算について

- ・令和5年度予算について
- ・車両の購入、住民グループ申請について
- ・今後のボランティア支援について

(2) その他

- ・令和5年度の委員の構成について

<意見等>

(令和5年度動物愛護基金活用予算について)

- ・野良猫不妊手術助成金について、令和5年1月から助成金の上限額を2,000円引き上げ、オス9,000円、メス13,000円としている。また、令和5年4月より住民グループ申請を設けた。これに伴い、前年度より200万円増額の900万円が予算額となった。（事務局）
- ・収容犬のトリミング事業について、従来は1頭当たり一律3,000円としていたが、今年度より1頭当たりの金額を、大型犬を15,000円、中型犬を10,000円、小型犬を5,000円と変更した。（事務局）
- ・ボランティア支援の譲渡会会場費助成金について、前回協議会の意見を踏まえ、前年度より20万円増額の30万円が予算額となった。（事務局）
- ・野良猫不妊手術助成金については申請期限があるのに、譲渡会会場費助成金に申請期

限がないのはおかしい。(委員)

- ・野良猫不妊手術助成金と同様に、譲渡会会場費助成金についても申請期限を設けている。(事務局)
- ・ボランティア支援の譲渡会会場費助成金について、3月24日時点の執行額が0円なのに、20万円も予算を増額するのはおかしい。(委員)
- ・譲渡会会場費助成金について、使いにくい制度になってはいけないということが前提としてある。また、令和4年度予算についても今後執行見込みであり、実際は予算額が少ないために申請できていないものがあるとも聞いているため、それを補うために増額している。(事務局)
- ・最近はコロナ禍ということもあり様々な活動が制限されていたが、次年度以降は社会活動が正常化され、活発化するであろうという形で予算を立てざるを得ないと思う。(委員長)
- ・軽車両の購入について、財政査定を受ける中で、自動車更新に伴い不要となった公用車を環境部局から本年9月ごろに譲り受けることとなった。実際にその車両を見たうえで、動物の搬送に適したものでなければ、追加で基金を活用した改装を検討する。その場合は協議会で協議を行い、来年度以降の予算で検討していく。(事務局)
- ・車両の改装費も無限に出せるわけではないが、せっかくの機会なので基金を活用し、理想的な車両とすることも検討してほしい。(委員長)
- ・公用車を貸し出してほしい。(委員)
- ・公用車を一般市民に貸し出すことは検討していない。(事務局)
- ・令和6年度の愛護基金の使用用途について、次回の協議会において事務局から提案を行うことを検討しているが、事前に意見があれば伺いたい。(事務局)
- ・TNR活動を行っているボランティアは、地域の方より不妊手術後の猫を元の場所に戻さないでほしいとよく言われる。そのため猫をリターンせず、そのまま保護することもあるが、現行制度では保護した場合の不妊手術代が出ないため、ボランティアの負担となっている。リターンせず保護する猫も助成対象としてほしい。(委員)
- ・捕獲し不妊手術後に、そのまま保護し譲渡会で里親募集を行うこともあるが、その場合は、里親から不妊手術代をいただいている。そのため、市の助成金と里親と二重取りになる懸念がある。(委員)
- ・このほかに基金用途に関する意見はなかった。事務局としては、TNR活動に関して、運送費などの金銭的自己負担や、猫に関心のない市民に対するTNR活動の啓発強化を課題として認識している。(事務局)
- ・餌をやっているボランティアに対し、センターは餌をやるなど指導していると聞いているが、その言葉に非常にショックを受けているボランティアがいる。(委員)
- ・私有地などの管理者が拒否していない場合は、餌やりを絶対にやめてくださいと指導

することはない。餌やりは法令上、肯定も否定もできないが、困っている人がいても無視して餌やりしてもいいというものではない。センターに苦情が入っている以上は困られている方がいることは事実であり、餌やり行為は物損被害、健康被害や感情の問題も絡み民事トラブルに発展する可能性があるため、行政としては中立の立場でマナーの観点から別の方法も考えたらどうですかと伝えている。(事務局)

- ・ TNR 後のマネジメントやケアについては、毎週 TNR に入っている感覚からすると、まだまだ野良猫の絶対数が多すぎる。TNR をさらに啓発、活性化するために、エリア全体で進めていく工夫が必要である。(委員)
- ・ 地域の感覚からすれば、野良猫はまだいる。猫を飼っている方の全体数は高齢化から減っているような気がする。(委員)
- ・ 保護猫を迎え入れるという選択を取る方が増えているように思う。(委員)
- ・ 高齢者だから猫を飼ってはいけいではなく、飼えるときだけ飼って、飼えなくなったら返してもらえばいいと思う。(委員)
- ・ 動物と正しく接することや、動物の最期まできちんと面倒を見るという終生飼養を行うことが動物愛護管理法の趣旨であり、行政としては適正飼養の普及啓発を今後も強化していきたい。(事務局)
- ・ 野良猫不妊手術助成金制度におけるメス猫の不妊手術の術式指定について、令和5年4月改正で卵巣子宮全摘出術と指定されたが、卵巣摘出術でも完全な不妊化は可能であると思う。(委員)
- ・ 野良猫不妊手術助成金制度は捕獲した猫の100%の不妊化を担保すべきである。卵巣摘出術を行ったが、遺残した卵巣により妊娠したという事例が存在するため、行政としては100%の担保を取るための術式を求めていかなければならない。(事務局)

(その他)

- ・ 現在、協議会委員として市職員である保健部長が構成されているが、予算編成等を行っている職員は委員としてではなく事務局として発言することが適切であるため、次回協議会より構成員から保健部長を外し、事務局として協議会に参加する。(事務局)

以 上